

【G-ライフル協会】 年少射撃資格者の指導用の空気けん銃の所持に関する推薦

年少射撃資格者の指導用の空気けん銃の所持に関する推薦基準要綱

1. 趣旨

この要綱は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の2第6項の推薦に必要な基準等を定めるものである。

2. 推薦の対象となる空気けん銃

対象となる空気けん銃は、単身単発の競技用空気けん銃であって、日本ライフル射撃協会が指定する銘柄のものとする。

3. 推薦基準

次の各号のすべてに該当する者で、日本ライフル射撃協会が適当であると認めた者について行なうものとする。

- (1) 満25歳以上の者。ただし、申請者の住所地の所在する都道府県における日本体育協会の加盟地方団体から銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。）第43条第1項の推薦を受けている場合にあつては、21歳以上の者
- (2) 日本ライフル射撃協会の会員（正会員、普通会员）
- (3) 法第9条の3に基づく空気銃（空気けん銃を含む。以下同じ。）の射撃指導員
- (4) 国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第3条第1項各号に掲げる運動競技会をいう。）の空気けん銃射撃競技のための空気けん銃の射撃の指導を受ける満14歳以上18歳未満の年少者の会員又はその候補者がいる者
- (5) 日本体育協会公認スポーツ指導者（上級コーチまたはコーチに限る。）または日本ライフル射撃協会が主催若しくは指定するライフル射撃に関する講習会において所定の講習課程を修了した者
- (6) 誓約事項を遵守し得ると認められる者

4. 推薦の手続

- (1) 年少射撃資格者の射撃指導に供するため空気けん銃を所持しようとする者は、指導用空気けん銃所持推薦申請書（様式第1号。以下「推薦申請書」という。）2通に所定の事項を記載し、当該空気けん銃を所持しようとする者の指導を受けることとなる者を記載した年少射撃資格者・同候補者一覧（様式第9号）を添付の上、日本ライフル射撃協会の加盟団体で、各都道府県を代表する射撃スポーツ競技団体（以下「都道府県ライフル協会」という。）に提出する。

- (2) 都道府県ライフル協会は、推薦申請書を提出した者について、推薦基準に適合するかどうかを審査し、適合する者と判定した場合は、その者についての指導用空気けん銃所持推薦依頼書（様式第2号）1通を作成し、推薦申請書1通と共に日本ライフル射撃協会に提出する。
- (3) 日本ライフル射撃協会は、推薦委員会で審査の上、申請者が推薦基準に適合すると認定した場合は、その者についての指導用空気けん銃所持推薦依頼書（様式第3号）1通を作成し、日本体育協会に提出する。
- (4) 日本体育協会は、日本ライフル射撃協会から推薦を依頼された者について、法第5条の2第6項の推薦に係る規則別記様式第15号の推薦書（様式第4号）正副各1通を日本ライフル射撃協会に交付する。
- (5) 日本ライフル射撃協会は、推薦書の写しを作成した後、推薦書正本1通および写しを都道府県ライフル協会に交付する。
- (6) 都道府県ライフル協会は、申請者に推薦書正本を交付し、その写しを保管する。
- (7) 推薦書は1銃につき1通とし、推薦を受けた者がこれを都道府県公安委員会への申請書に添付できる期間は1年とする。

5. 推薦の取り消し

日本体育協会は、自らが行った推薦により射撃指導に供するため所持の許可を受けて空気けん銃を所持している者が次の各号のいずれかに該当する場合は、日本ライフル射撃協会の取り消し依頼に基づき推薦を取り消すものとする。

- ① 日本ライフル射撃協会の会員でなくなったとき
- ② 空気銃の射撃指導員でなくなったとき
- ③ 指導を受ける年少射撃資格者又はその候補者の不在の期間が1年間を超えるとき
- ④ 誓約事項に違反したとき
- ⑤ その他、日本ライフル射撃協会の会員としてふさわしくない行為があったとき

6. 取り消しの手続

- (1) 日本ライフル射撃協会の理事または都道府県ライフル協会は、日本体育協会の推薦により射撃指導に供するため所持の許可を受けて空気けん銃を所持している者が取り消しの基準に該当するにいたったと認めるときは、推薦取消上申書（様式第5号）1通を作成し、日本ライフル射撃協会に送付する。
- (2) 推薦取消上申書を受けた日本ライフル射撃協会は、その者について理事会で審査の上、取り消しの基準に該当すると認めるときは、推薦取消依頼書（様式第6号）1通を作成し、日本体育協会に提出する。
- (3) 日本体育協会は、推薦取消依頼書に基づき推薦取消書（様式第7号）1通並びに推薦取消通知書（様式第8号）正本1通および写し1通を作成し、日本ライフル射撃協会に交付す

る。

- (4) 日本ライフル射撃協会は、推薦取消書を被取消者に交付するとともに、推薦取消通知書を被取消者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に、その写しを指導用空気けん銃所持推薦依頼書を発行した都道府県ライフル協会に送付する。

附則

この要綱は、平成21年12月4日から施行する。